

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第二条の表の第一号の資金については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成四年六月一七日政令第二〇五号）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第一条第一項の表の第五号及び第七号の資金、改正前の第二条の表の第二号の資金並びに改正前の第三条の表の第一号の資金については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成五年六月二日政令第一八二号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成六年七月二〇日政令第二四四号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成七年二月一五日政令第二二二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正前の第三条の表第二号の資金は、この政令の施行後においても平成七年九月三十日まで間は、貸し付けることができる。</p> <p>3 この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第三条の表第二号の資金及びこの政令の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる改正前の第三条の表第二号の資金については、なお従前の例による。</p> <p>4 この政令の施行前に貸し付けられた農業改良資金助成法第二十条第一項の政府貸付金の償還期間については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成七年五月一七日政令第二〇七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成九年一月二四日政令第九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、農業協同組合法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成九年一月二十六日）から施行する。</p> <p>附則（平成九年六月四日政令第一八二号）</p> | <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成一〇年三月三二日政令第一〇三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>附則（平成一〇年六月二四日政令第二二七号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第一条第一項の表第十二号の資金については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成一二年八月四日政令第二四八号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第一条第一項の表第六号、第九号及び第九号の二の資金並びに改正前の第二条の表第一号の資金については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成一二年八月三〇日政令第四〇九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第一条第一項の表第十一号の資金については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成一二年九月一三日政令第四二六号）</p> <p>この政令は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成一三年四月一八日政令第一六四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第一条第一項の表第三号及び第十一号の資金については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成一四年六月二二日政令第二二二号）抄</p> | <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成二〇年四月二六日政令第一三六号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成二二年四月二三日政令第一二七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。</p> |
|--|--|--|